

平成25年度山村振興関係予算概算要求額

府省庁名:文化庁

(単位:百万円)

事 項	平成24年度 当初予算額 (A)	平成25年度 (B)	対前年度比 (B/A)	平成25年度 「東日本大震災復興 特別会計」要求額	備 考
1 次代を担う子どもの文化芸術体験事業	4,502	4,502	100.0%	-	子どもたちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝えるため、オーケストラやオペラ、歌舞伎など優れた舞台芸術や伝統文化に直接触れる機会を小中学校等において提供する。
2 無形文化財の伝承・公開	606	606	100.0%	-	重要無形文化財の保持者として認定された保持団体等が行う伝承者の養成事業等及び重要無形文化財の保存のための公開に要する経費の一部を補助する。
3 民俗文化財の保護	250	250	100.0%		
(1)調査	30	30	100.0%	-	有形の民俗文化財及び無形の民俗文化財について、開発等による急激な社会、経済、生活様式の変化に伴う散逸、衰退、変容を防ぐため、詳細な分布や実態等を緊急に調査し、もって保存対策の策定に資するために地方公共団体等が行う調査事業に要する経費の一部を補助する。
(2)修理・防災	140	140	100.0%	-	重要有形民俗文化財である農村舞台、屋台、山鉦等は、老朽化、消耗等が著しく、これらのうち緊急に修理を要するものについて保存修理（解体修理、屋根葺替等）に要する経費の一部を補助する。さらに、火災等の災害から守るため、緊急を要するものについて、防災施設（自動火災報知設備、消火設備等）の設置に要する経費の一部を補助する。
(3)伝承・活用等事業	80	80	100.0%	-	重要無形民俗文化財である祭行事・民俗芸能で使用される用具の修理・新調、伝承者養成事業及び無形民俗文化財の伝承教室、記録作成等に要する経費の一部を補助する。さらに、登録有形民俗文化財の管理に必要な保存箱等の修理・新調、資料整備に要する経費の一部を補助する。
4 文化財保存技術の伝承	314	314	100.0%	-	国が選定保存技術として選定した、有形文化財の修理や無形文化財の用具の製作・修理など、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能の保存伝承を行うため、選定保存技術保存団体等が行う伝承者の養成事業等に要する経費の一部を補助する。

注1) 表中の事業については、振興山村等条件不利地域を対象にしたもの、振興山村で採択基準の緩和等優遇措置があるもの、事業内容的に振興山村での実施が見込まれるもの等であり、各事業の予算額については振興山村分として明確な区分ができないため、全国分を一括計上している。

注2) 平成25年度「東日本大震災復興特別会計」の要求額は、文部科学省計上分の額を記載している。